

令和6年第7回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和6年7月18日（木） 午後2時00分 （開会：午後2時00分 ～ 閉会：午後2時50分）
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出 席 者	教育長：大森達也、教育長職務代理者：塚本真実、教育委員：草間武、教育委員：岡野陽子
欠 席 者	教育委員：山口雅敏
傍 聴 者	なし
委員以外の出席者	教育部長：市塚文夫、副部長：小栗美代子、副部長：池田いずみ、副部長兼指導課長：松山勝洋、学務課長：廣瀬栄子、 学校給食課長：大武喜義、生涯学習課長：飯島知枝、 学務課学校総務係課長補佐：稲葉美沙子、学務課学校総務係主任：根本知尋
議 案	報告第 8号 筑西市社会教育委員の委嘱について 報告第 9号 筑西市立図書館協議会委員の委嘱について 報告第10号 筑西市スポーツ推進審議会委員の委嘱について 議案第27号 筑西市教育参与の設置等に関する規則の制定について 議案第28号 令和7年度使用教科用図書（小学校・中学校・特別支援学級）の採択について【非公開】 議案第29号 筑西市訪問型家庭教育支援推進協議会委員の委嘱について
議事の概要	教 育 長： ただ今より、令和6年第7回筑西市教育委員会定例会を開会します。 それでは、2. 報告事項に入ります。（1）筑西市学校給食費等助成金交付について、説明をお願いします。 学 校 給 食 課 長： 報告事項（1）筑西市学校給食費等助成金交付について、ご説明します。 本市に住民登録のある子育て世帯への経済的負担を軽減するため、学校給食費の無償化を実施しているところですが、その中で、食物アレルギーにより給食提供を一切受けず、弁当を全て持参している児童生徒や、市外の公立の小中学校等に通学し、学校給食費を負担している児童生徒の保護者に対し、給食費相当額を助成するものとなります。なお、助成額は本市給食費相当額を上限とした実費負担額となり、令和6年4月分以後の学校給食費等について適用いたします。説明は以上となります。

- 草 間 委 員： 筑西市に住民票がない児童生徒の保護者は、引き続き給食費の支払いが生じるということだと思いますが、そういった家庭はあるのですか。
- 学 校 給 食 課 長： 若干ではありますが、助成の対象外となる家庭はあります。例えば、市外に住民票があるが、ご家庭の都合で市内に住民票がある祖父母の家から通学している児童生徒です。また、筑西市では市内の県立高校附属中学校にも給食を提供しているため、附属中学校に通う市外の生徒などが対象外となります。
- 逆に、市内に住民票があるが、市外の学校に通学している児童生徒の家庭に対しては、助成の対象になるといったものです。
- 塚 本 委 員： 助成の対象者について、食物アレルギーにより給食提供を受けない児童生徒とありますが、全食提供を受けていない児童生徒という認識で間違いないですか。
- 学 校 給 食 課 長： そのとおりです。少しでも給食を食べている児童生徒につきましては、一部分でも給食費無償化の恩恵を受けていることから、助成の対象外とさせていただきます。
- 教 育 長： よろしいでしょうか。続きまして、（２）筑西市青少年問題協議会委員の委嘱について、説明をお願いします。
- 生 涯 学 習 課 長： 報告事項（２）筑西市青少年問題協議会委員の委嘱について、ご説明します。
- 筑西市青少年問題協議会設置条例第１条及び第３条の規定により、青少年問題協議会委員を委嘱するものです。任命者は、市長となっておりますが、教育長をはじめ、校長会の正副会長及び教育委員会と関連している団体の方に委員を委嘱していますので、今回ご報告させていただきました。
- 委嘱期間は、関係行政機関の方は、その職にある期間となり、学識経験者の方は、令和５年４月１日から、令和７年３月３１日までの２年間となります。今回、団体等の代表者に変更がありましたので、後任者１０名の方を新たに委嘱するものとなります。説明は以上となります。
- 教 育 長： よろしいでしょうか。続きまして、（３）第２０回ちくせいハーフマラソンについて、説明をお願いします。
- 生 涯 学 習 課 長： 報告事項（３）第２０回ちくせいハーフマラソンについて、ご説明します。
- 令和６年１２月８日（日）に第２０回ちくせいハーフマラソンの開催を予定しています。本大会から日本陸連公認コースとして、ハーフマラソンが種目に追加されることから、大会名も「ちくせいマラソン大会」から「ちくせいハーフマラソン」に名称を変更しています。本大会は第２０回目の大会であり、筑西市誕生２０周年記念事業の一環としても筑西市を盛り上げられるよう、準備を進めているところです。なお、近日中に募集開始と

なりますので、皆様のご参加をお待ちしております。説明は以上となります。

教 育 長： よろしいでしょうか。

続きまして、3. 議事に入ります。報告第8号「筑西市社会教育委員の委嘱について」、報告第9号「筑西市立図書館協議会委員の委嘱について」、報告第10号「筑西市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、併せて報告をお願いします。

生涯学習課長： 始めに、報告第8号「筑西市社会教育委員の委嘱について」、ご説明します。

筑西市社会教育委員に関する条例第1条及び第3条の規定により、委員の委嘱をするものです。令和5年度に委嘱した委員の任期が、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっていますが、団体等の代表者の変更により、後任として6名の方を新たに委嘱するものです。なお、今回委嘱する委員の委嘱期間は、前任者の残任期間となります。

続きまして、報告第9号「筑西市立図書館協議会委員の委嘱について」、ご説明します。

筑西市立図書館条例第16条第1項及び第3項の規定に基づき、図書館協議会委員の委嘱をするものです。第16条第4項の規定により、令和5年度に委嘱した委員の任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっていますが、団体等の代表者の変更により、後任として2名の方を新たに委嘱するものです。なお、今回委嘱する2名の方の委嘱期間は、前任者の残任期間となります。

続きまして、報告第10号「筑西市スポーツ推進協議会委員の委嘱について」、ご説明します。

筑西市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により、スポーツ推進審議会委員を委嘱するものです。令和5年度に委嘱した委員の任期が、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっていますが、団体等の代表者の変更により、後任として3名の方を新たに委嘱するものです。なお、今回委嘱する2名の方の委嘱期間は、前任者の残任期間となります。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いします。

教 育 長： ただいま報告第8号、報告第9号、報告第10号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。続きまして、議案第27号「筑西市教育参与の設置等に関する規則の制定について」、説明をお願いいたします。

学 務 課 長： 議案第27号「筑西市教育参与の設置等に関する規則の制定について」、ご説明します。

今回、制定する規則につきましては、地方公務員法第 174 条の規定に基づく専門委員として、教育参与を設置するために制定するものです。主な内容ですが、まず、教育参与の職務といたしまして、「市長が特命する事項について対応すること」、「本市の重要な教育施策について、市長等の諮問に応じ、意見を具申すること」等です。また、教育参与の選任につきましては、教育行政及び学校教育について高い見識及び経験を有する者のうちから、市長が選任し、委嘱することとしています。なお、教育参与の勤務形態につきましては、非常勤となります。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま議案第 27 号について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

塚 本 委 員： 任期は設けているのですか。

学 務 課 長： 任期は 1 年間となります。

草 間 委 員： 教育参与のような職を設けている市町村は県内で他にありますか。

教 育 部 長： 事例としては珍しいと思います。市として、特に必要であるということで、参与を設けることになったと考えております。以前、市長部局で参与職の実績があり、市長の求めに応じて対応していただくというところが大きいと思います。

草 間 委 員： 教育参与がいることで、教育委員会としても心強くなるのではないのでしょうか。

教 育 長： よろしいのでしょうか。それでは、議案第 27 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 27 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 28 号「令和 7 年度使用教科用図書（小学校・中学校・特別支援学級）の採択について」、
です。この議案につきましては【非公開】案件となります。それでは、説明をお願いします。

（非公開部分削除）

教 育 長： ただいま、議案第 28 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいのでしょうか。それでは、議案第 28 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

- 教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 28 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 29 号「筑西市訪問型家庭教育支援推進協議会委員の委嘱について」、説明をお願いします。
- 生涯学習課長： 議案第 29 号「筑西市訪問型家庭教育支援推進協議会委員の委嘱について」、ご説明します。
筑西市訪問型家庭教育支援事業の実施に関する規則第 5 条の規定により、委員の任期が、委嘱の日から当該年度の末日までとなっており、令和 5 年度に委嘱しました委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日で満了となったことから、新たに委嘱するものです。今年度は、新任者 7 名、再任者 4 名の方を委嘱するものです。
説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 教 育 長： ただいま議案第 29 号について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
- 塚 本 委 員： 名簿の中で No. 1 と No. 9 の方のお名前が一緒ですが、同一の方ですか。
- 生涯学習課長： 同一の方となります。今年度については偶然、市こども課長が今年度の市 P T A 連絡協議会会長の職に就いたというものです。名簿上、11 名の方に委員を委嘱することにはなりますが、実際には 10 名の委員により構成されるものとなります。
- 塚 本 委 員： 訪問型家庭教育支援の活動自体は、現在活発に行われていますか。
- 生涯学習課長： 前年度の実績にはなりますが、13 家庭の方が訪問を希望され、希望された方に対し、定期的に訪問型家庭教育支援員が訪問等を行い、悩みや相談を聞いていただきました。
- 塚 本 委 員： 支援のきっかけは学校からの要請により把握しているのですか。
- 生涯学習課長： 各学校の入学説明会の際に、訪問型家庭教育支援の事業説明を行い、希望される家庭に対して支援を行っています。
- 塚 本 委 員： 登校拒否をしている児童生徒の家庭等、学校からの悩みを抱えている家庭の情報共有等はないのですか。
- 生涯学習課長： ここ最近では、学校からの情報というより、保護者からの問合せにより対応しているケースが多いです。
- 教 育 長： 入学説明会の際に説明を行っていても、家庭教育支援の事業を把握していない保護者もいると思います。学校からも困っている保護者に対して情報を提供していくことも大切ですね。
- 塚 本 委 員： 広く周知してほしい事業だと思います。困っている家庭が相談する際の選択肢のひとつとして、浸透してい

協 議

ければ良いのではないかと思います。

教 育 部 長： この制度を導入した当初は、学校を通して困っている家庭を紹介していただいた時もあります。学校を通さずに相談もできる、といったことを知っていただくために、入学説明会を通して、保護者宛に直接説明をしているものと認識しています。主任児童員等、様々な方が支援を行っていますが、この事業については、各家庭の悩み等について傾聴に重きを置き、必要に応じて関係部署等と連携をとって支援を行っていく、というものとなっています。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、議案第 29 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 29 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、4. 協議に入ります。(1) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、何かございましたら挙手をお願いします。

草 間 委 員： 協和地区の学校の在り方についての検討状況はどうなっていますか。

教 育 部 長： 協和地区の学校の在り方については、市の在り方検討会においても、協和地区の協議を進めた方が良いという意見により、協和地区の協議会にて2回ほど打合せを行っています。以前実施したアンケートも参考に、義務教育学校という意見もある一方で小学校の統合についても関心が高い地区となっています。協議会の中で、古里・新治・小栗の3地区の委員にグループワーク等を行っていただいた際に、小学校の統合が良いという地区もありましたが、将来的には義務教育学校が良いのではないかとといったような話が出ています。義務教育学校の制度を地域の方に知っていただくことも大切だと思っています。また、今日の午後3時から、協議会の方達が明野五葉学園の見学を行っておりまして、今日参加が難しい方についても、希望があれば別日で対応できるよう検討したいと考えているところです。

小学校の統合となると、どこの学校に統合するのかといった話を地域の方と決めていくことになりますが、例えば新治小であれば、5年後くらいには少しの校舎の改修で他の2地区の児童が集約できるであろうと想定しています。義務教育学校を整備するといった場合も、タイミングとしては妥当だと思いますが、行政主導ではなく、地域の方の意見を最優先として進める必要があると考えております。また、意見として、実際に学校の統廃合等に関係する若い世代の意見を聞いてほしいという声も届いていますので、引き続き協議をしてまいります。協議会自体もまだ2回の開催ですし、すぐに方向性を示せるものでもありません。今後、

全体での説明会等も開催できればと考えています。そういった進捗状況についても、随時報告させていただければと思っております。

塚 本 委 員： 協和地区の保護者の中には、アンケートに参加していない保護者がたくさんいます。以前アンケートをとった時の保護者と現在の保護者もメンバーチェンジをしています。そのため、現在、学校に子どもが通っている保護者からは「アンケートもとってくれないの」という声がでています。保護者も毎年メンバーチェンジしているので、随時アンケート等をとっていただくと、当事者の方たちがみんな参加できるのではないかと思います。今年、小学校１年生となって、これから９年間義務教育生活を送る家庭の意見が大切だと思いますので、教育委員会も大変だとは思いますが、意見をいただければと思います。

教 育 部 長： ご意見ありがとうございます。協和地区の対応については、福祉文教委員会の委員長及び副委員長、また協和地区の市議会議員の方にも説明をさせていただき、意見をいただいております。その中でも、「方向性を決める際には、当事者になる若い方の意見を反映してほしい」との意見もでていますので、今後、協議会にも諮ったうえで、どこかのタイミングで改めてアンケートを実施することも視野に入れて進めていきたいと思っています。

岡 野 委 員： 小中学校での新型コロナウイルス感染症の感染状況はどうなっていますか。県内での感染が広がっていると伺ったので。

指 導 課 長： 学校では、そこまで感染者はいないと報告を受けています。

塚 本 委 員： 夏休み前のプールの授業は、どこの学校も問題なく行えたのでしょうか。

教 育 長： ほぼほぼ実施できています。川島小のみ、排水器機の故障により排水が行えず、プールに汚れがたまってしまうっており授業ができていない状況です。ただ、近年は９月も暑い日が続くので、授業予定を入れ替えるなどの対応によりプールの授業を実施できないか、と学校で検討していると伺っています。

塚 本 委 員： 低学年に対して、水難事故の予防のためにも着衣水泳やペットボトル活用により水中で浮く体験はしていただきたい。経験があるかないかでも危険意識が違いますので。

教 育 長： そのとおりですね。学校の方にもしっかり伝えておきます。

塚 本 委 員： 夏休み中の登校の予定はあるのですか。

池田 副部長： 登下校中の熱中症予防等の観点から、去年から実施はしておりません。

教 育 部 長： これから暑くなってくるという話の中で、1点だけお伝えさせていただきます。生涯学習課が担当となりますが、火曜日に中学生、金曜日に小学生を対象とし、それぞれの下校時刻に合わせて下校時の見守り依頼の防災無線を流させていただきます。8月は夏休みのため、放送はありませんが、7月～9月につきましては、WBGTの指数により本来下校を予定している時間に下校ができない場合、防災無線のアナウンスの情報と実際の下校状況が異なってしまうということが想定されます。保護者の方に対しては、学校からマチコミ等により下校時刻変更の連絡が届くと思いますが、祖父母や登下校時に見守りの協力をしていただいている地域の方に対して、混乱を生じさせてしまう恐れがあるため、7月～9月の間につきましては、小学生を対象とした防災無線の放送は控えさせていただこうということで協議しています。

塚 本 委 員： 学校によっては、地域の方に回覧板や自治会を通して下校時刻をお知らせしているところもあると思います。そういった場合、事前に「暑さのために下校時刻が変更となる場合があります。」といった文言をいれていただけると良いと思います。

教 育 長： 雷であれば下校時刻が変更となった理由が推測できますが、暑さとなると判断が難しいところもあります。塚本委員の仰るとおり、地域の方に下校時刻を周知している学校には、事前にお知らせすることも大切だと思いますので、学校に対し、その旨説明させていただきます。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和6年第7回筑西市教育委員会定例会を閉会します。